

鳥取県告示第261号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 566	せいきょう居宅介護支援事業所	鳥取市末広温泉町 203	平成21年3月 31日